

## 平成30年度尾道市グリーン購入指針

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済構造に根ざしており、その解決には、社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

国の機関等においては、「国等による環境物品等の調達に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」の施行に伴い、既に平成13年4月から物品等の調達にあたっての環境負荷低減への取組が義務づけられたところであるが、本市においても、「グリーン購入指針」（以下、「指針」という。）を定め、すべての組織において、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を推進するものである。

### 1 基本的な考え方

原材料、部品、製品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点も考慮事項とする（以下、この取組を「グリーン購入」という。）。

#### (1) 総量抑制

グリーン購入にあたっては、調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的な使用等に努めることとし、グリーン購入法第11条の規定を念頭におき、グリーン購入を理由として調達総量が増加することがないように配慮する。

#### (2) 調達の判断方針

物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減について考慮する。

資源・エネルギー	資源やエネルギーの消費が少ないこと。
持続可能な方法	資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
長期間使用	長期間の使用ができること。
再使用	再使用が可能であること。
再生利用	再生利用が可能であること。
再生素材等	再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
廃棄	廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。

#### (3) 使用・廃棄

調達された物品等については、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

## 2 指針の適用範囲

本指針に従い、すべての組織においてグリーン購入を推進するものとする。

## 3 特定調達品目の選定及び目標の設定

重点的にグリーン購入を推進すべきものとして調達目標を定める品目（以下、「特定調達品目」という。）及び分野ごとの調達目標については、毎年度、予算及び事務・事業の予定を勘案して定めるものとする。

## 4 平成30年度特定調達品目、環境物品等及び調達目標

### (1) 特定調達品目

グリーン購入の対象とする特定調達品目は、財務課において作成する「尾道市グリーン購入基準」のとおりとする。

### (2) 環境物品等

特定調達品目のうち、「尾道市グリーン購入基準」の判断基準を満たす物品等を「環境物品等」とする。

### (3) 調達目標

特定調達品目に関し、環境物品等の調達率の目標を分野ごとに定めた平成30年度調達目標は次のとおりとする。

ただし、大規模災害により特定調達品目における環境物品等の調達が困難になった期間は除くものとする。

分野	調達目標
① 紙類	100%（調達金額）
② 文具類	100%（調達金額）
③ 事務機器	100%（調達点数）※リース・レンタル契約を含む。
④ 家電製品等	100%（調達台数）※リース・レンタル契約を含む。
⑤ 照明	100%（調達金額）
⑥ 自動車	100%（調達台数）※リース・レンタル契約を含む。
⑦ 制服・作業服等	100%（調達金額）

## 5 特定調達品目以外の物品等の場合

購入する物品等が特定調達品目以外の場合にあっても、グリーン購入法及び本指針の趣旨を踏まえ、環境ラベルの有無等を参考にして、環境負荷の低減を考慮して購入するものとする。

## 6 公表

調達目標及び年度ごとの調達実績については、これを公表する。